

2022年2月14日

各 位

会 社 名 株式会社 ハマイ  
代 表 者 名 代表取締役社長 河西 聡  
(コード 6497)  
問合せ先責任者 常務取締役管理本部長 吉村真介  
(電話 03-3492-6711)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年2月14日開催の取締役会において、2022年3月30日開催予定の第90回定時株主総会に「定款の一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 株主総会資料の電子提供制度導入に備える為、関連の規定につきまして所要の変更を行うものであります。
- (2) 議決権の不統一行使に関する事前通知書の様式をインターネットによる通知を可能とすべく、当該内容を変更するものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙の通りです。(下線は変更部分です。)

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2022年3月30日(予定)

定款変更の効力発生日 2022年3月30日(予定)

以 上

(別紙)

新旧対照表

現行定款	変更案
<p>第1条～第14条 (条文省略)</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>&lt;新 設&gt;</p> <p>&lt;新 設&gt;</p>	<p>第1条～第14条 (現行どおり)</p> <p>&lt;削除&gt;</p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考資料等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p><u>(附則)</u></p> <p>1. 現行定款第15条(株主総会参考資料等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更案第15条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条はなお効力を有する。</p>

<p>(決議の方法)</p> <p>第16条 (条文省略)</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第17条 (条文省略)</p> <p>(議決権の不統一行使の通知方法)</p> <p>第18条 <u>会社法第313条第2項の議決権の不統一行使の通知方法は、書面によるものとする。</u></p> <p>第19条～第39条 (条文省略)</p>	<p><u>3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p> <p>(決議の方法)</p> <p>第16条 (現行どおり)</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第17条 (現行どおり)</p> <p>(議決権の不統一行使の通知方法)</p> <p>第18条 <u>議決権の不統一行使を行うときは、株主総会の会日の3日前までに当会社に不統一行使を行う旨およびその理由を通知しなければならない。</u></p> <p>第19条～第39条 (現行どおり)</p>
---	--